平成２２年（フ）第１５７号
青森市大字駒込字蛍沢17番地23　市営住宅戸山団地６―11
債務者　横山　正敏
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４号
青森県弘前市大字桜ケ丘２丁目23番地26
債務者　北山　啓子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第７２号
青森県黒石市緑町２丁目215番地
債務者　神　　節子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第８９号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤越字西亀田108番地１
債務者　木村　直美（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３７２０号
名古屋市西区新道２丁目７番４号
債務者　西村　潤子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２号
福島県いわき市明治団地66番地の２
債務者　荒　　明美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第４５号
釧路市美原１丁目43番722号
債務者　坂本まゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第８６号
釧路市愛国東３丁目10番31号　マンション蓮
債務者　鈴木　信幸
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３２７３号
横浜市金沢区寺前２丁目19番12号　しのぶ荘102号
債務者　佐藤　和久
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７４号
川崎市麻生区千代ヶ丘３丁目１番地１　八千代コーポＣ―103、前住所川崎市多摩区西生田２丁目13番４―107号
債務者　桑原　龍夫
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
川崎市麻生区千代ヶ丘３丁目１番地１　八千代コーポＣ―103、前住所川崎市多摩区西生田２丁目13番４―107号
債務者　桑原志おり
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地２―453
債務者　木村　和美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
川崎市幸区北加瀬３丁目19番６―208号
債務者　菊池　正宏
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
川崎市中原区上平間606番地竹腰荘201
債務者　渡邉　　昭
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
神奈川県川崎市幸区南加瀬２丁目10番20号
債務者　伊藤　久美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係